

平成14年10月30日

各所属長殿

青森県警察本部長

### 地域警察官検挙活動等強化要綱の制定について

交番・駐在所及び自動車警ら係（班）勤務員（以下「交番勤務員等」という。）の職務質問等への取組み強化を図り、地域住民が不安感を感じる身近な犯罪の予防・検挙及び被害回復活動を徹底するため、これまで「地域警察官検挙活動等強化要綱の制定について」（平成13年5月1日付け青警本地第237号）に基づき、実施してきたところであるが、この度、新たに「地域警察官検挙活動等強化要綱」を別添のとおり策定し、平成15年1月1日から実施することとしたので、次の事項に留意し、効果的な運用に努められたい。

なお、「地域警察官検挙活動等強化要綱の制定について」（平成13年5月1日付け青警本地第237号）は廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

地域警察においては、地域住民の日常生活の安全と平穏を確保するため、活動重点のひとつに「地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進」を掲げ、鋭意取り組んできたところであるが、地域警察官一人当たりの検挙実績が全国的に見ると極めて低調であり、地域住民の期待と要望に必ずしも応えているとは言えない現状にある。

そこで、交番所長、駐在所長又はブロック内の統括責任者及び自動車警ら係（班）長（以下「所長等」という。）による犯罪の予防・検挙・被害回復のための、地域の実情に応じたリーダーシップの発揮と、交番勤務員等の職務質問等への取組み強化を図り、地域住民が不安を感じる身近な犯罪の予防・検挙活動を強化することにより、交番・駐在所の生活安全センターとしての役割を果たし、地域における安全・安心の確保を実現することを目的として本制度を制定したものである。

#### 2 活動の推進要領

##### (1) 交番所長等による犯罪発生状況の分析等

所長等は、月ごと（単月）の管内の犯罪発生状況を詳細に分析し、その分析結果等に基づき、検挙重点や検挙等の方策を策定するとともに、管内の実情に応じた取組みを強化することとした。

特に、自動車警ら係（班）長を除く所長等については、その分析結果と検挙重点

や検挙等の方策について、「犯罪分析及び検挙方策報告書」（以下「報告書」という。）に分かりやすく記載し、警察署長（以下「署長」という。）に報告することとした。

(2) 地域課長等による検討、協議及び分析結果の保管

地域課長等は、報告書の内容を管内の犯罪発生状況及び隣接交番・駐在所の実情等と照らし合わせて検討するとともに、関係各課との連携等について協議するなどの支援を行い、その結果を報告書に記載し、署長に報告するとともに、過去1年間の報告書の写しを保管し、自動車警ら係（班）員や他の勤務員が、管内の犯罪発生状況等の情報を共有できるように配慮することとした。

(3) 署長の助言、指導

署長は、報告書の内容を確認し、必要な助言、指導を行うこととした。

(4) 警察本部への速報

署長は、他の参考となるような検挙好事例があった場合は、その都度、「地域警察官による犯罪検挙事例の報告要領について」（平成10年3月30日付け青警本地第135号）に基づき、生活安全部地域課長に速報することとした。

3 賞揚

(1) 表彰の上申手続き

四半期ごとの累積検挙功労があった交番勤務員等について、各四半期目の月の7日までに、警察本部長賞の上申については、「青森県警察表彰取扱規程に基づく表彰上申基準の制定について」（平成13年4月26日付け青警本務第332号）に定める「表彰上申書」、生活安全部長賞の上申については、「検挙活動表彰上申書」（別記様式第2号）に基づき、当該交番勤務員等の勤務箇所の四半期分の報告書を添えて、地域課長に表彰上申することとした。

(2) 表彰の授与手続き

地域課長は、署長からの表彰上申を審査し、その功労に応じて警察本部長賞又は生活安全部長賞の授与手続きをとるものとした。

## 地域警察官検挙活動等強化要綱

### 第1 目的

この要綱は、交番・駐在所及び自動車警ら係（班）勤務員（以下「交番勤務員等」という。）の職務質問等への取組み強化を図り、地域住民が不安を感じる身近な犯罪の予防・検挙及び被害回復活動を徹底することにより、地域における安全・安心の確保を実現することを目的とする。

### 第2 所管区責任の自覚

交番勤務員等は、所管区において発生した身近な犯罪等は所管区において解決するとの自覚に基づき、機を失しない積極果敢な職務質問や各種照会等を行い、職務質問等による犯罪の予防・検挙及び被害回復活動を積極的に推進すること。

### 第3 活動の推進要領

#### 1 交番所長等による犯罪発生状況の分析等

交番所長、駐在所長又はブロック内の統括責任者及び自動車警ら係（班）長（以下「所長等」という。）は、月ごとに、管内又はブロック内の犯罪発生状況を分析するとともに、地域住民からの検挙要望に基づき重点的に検挙解決すべき犯罪及びその予防・検挙・被害回復方策を策定し、管内又はブロック内の事情に応じた取組みを強化するものとする。

自動車警ら係（班）長を除く所長等は、その分析結果と重点、予防・検挙・被害回復方策について、「犯罪分析及び検挙方策報告書」（別記様式第1号、以下「報告書」という。）に分かりやすく記載し、地域課長を経由して警察署長（以下「署長」という。）に報告するものとする。

#### 2 地域課長等による支援及び分析結果の保管

地域課長等は、報告書の内容を管内の犯罪発生状況及び隣接交番・駐在所の実情等と照らし合わせて検討するとともに、必要な場合は、関係各課と活動の推進方法・体制等についての協議を行うなどの支援を行い、その結果を報告書に記載し、署長に報告するとともに、過去1年間の報告書の写しを保管し、自動車警ら係（班）員や他の勤務員が、管内の犯罪発生状況等の情報を共有できるように配慮するものとする。

#### 3 署長の助言、指導

署長は、報告書の内容を確認し、地域課長等を経由して所長等に必要な助言、指導を行い、その内容を報告書に記載するものとする。

#### 4 警察本部への速報

署長は、参考となる検挙好事例があった場合は、その都度、「地域警察官による

犯罪検挙事例の報告要領について」(平成10年3月30日付け青警本地第135号)に基づき、生活安全部地域課長に速報すること。

#### 第4 賞揚

##### 1 表彰の上申手続き

署長は、四半期ごとの累積検挙功労があった交番勤務員等について、各四半期目の月の7月までに、警察本部長賞の上申については、「青森県警察表彰取扱規程に基づく表彰上申基準の制定について」(平成13年4月26日付け青警本務第332号)に定める「表彰上申書」、生活安全部長賞の上申については、「検挙活動等表彰上申書」(別記様式第2号)に基づき、当該交番勤務員等の勤務箇所の四半期分の報告書を添えて、地域課長に表彰上申すること。

##### 2 表彰の授与手続き

地域課長は、署長からの表彰上申に基づき、その功労に応じて警察本部長賞又は生活安全部長賞の授与手続きをとるものとする。

#### 第5 運用開始月日

本要綱は、平成15年1月1日から運用を開始する。

犯罪分析及び検挙方策報告書 < 年 月中の分析 > 作成責任者 交番/ブロック

凶悪犯	発生時間帯分析			主な発生場所(又は概要)	検挙に向けた方針
	発生件数	午前	午後		
粗暴犯					
暴行 傷害 恐喝					
侵入盗					～検挙重点犯罪～
空巣					
忍び込み					
出店					
(その他①)					
(その他②)					
自動車 乗物盗					～検挙(予防・被害回復)方策～
自転車					
バイク					
窃盗					
車上狙い					
物品盗					
色情盗					
自販機荒し					
置き引き					
万引き					
(その他①)					
(その他②)					
風俗					～地域課長等による検討、協議事項～
強制わいせつ					
公然わいせつ					
声かけ事案等					～署長の助言、指導事項～
器物損壊					
(その他)					

\* 発生時間帯 午前6:00～12:00/午後 12:00～18:00/夜間 18:00～22:00/深夜早朝 22:00～翌日6:00  
 \* 「発生時間帯分析欄」の太枠で囲まれた部分は、発生時間帯が明らかでない場合に記載すること。発生件数と太枠内の時間帯分析の合計値は一致しなくともよい。

別記様式第2号

警地第 号 平成 年 月 日 青森県警察本部長 殿 警察署長	
検挙活動等表彰上申書(第 四半期分)	
被表彰者の 勤務箇所、階級 氏名、年齢	交番・駐在所・自動車警ら係(班) 階級 氏名 年齢 歳
検挙実績	
功労の内容 (工夫・苦労度)	
署内の表彰状況	署長賞 回( 事件検挙功労)